

I 登録申請等チェックリスト

1 登録申請（新規）（ 個人 ・ 法人 ）

申請書の確認事項		チェック
①	本人確認	
	(個人) 申請書「氏名」「氏名のフリガナ」「生年月日」の記載が必要 旧氏で申請する場合は、住民票上の氏名を備考欄に記載が必要 (法人) 申請書「法人番号」の記載が必要	
②	行政書士による代理申請の場合（該当者のみ） 申請書に行政書士事務所の住所及び名称、行政書士の氏名を記載が必要	
添付書類		
①	誓約書（法第29条第1項各号に該当しないものであることを誓約するもの）	
②	フロン類回収設備の所有権又は使用権を有することを示す書類	
	(所有権がある場合) ・ 納品書、領収書、購入契約書、販売証明書等の写し（いずれか一つ） ただし、上記が提出できない場合は申立書 (所有権がない場合) ・ 借用契約書、共同使用規定書等の写し（いずれか一つ）	
③	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ・ 取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し（いずれか一つ） ※回収できるフロン類の種類及び回収能力が明示されていること	
④	手数料 5, 200円	

2 登録更新申請（ 個人 ・ 法人 ）

申請書の確認事項		チェック
①	有効期間満了日 年 月 日 (申請日が有効期間満了日の3か月前から当日であること。遅くとも1か月前までに申請することが望ましい。)	
②	本人確認	
	(個人) 申請書「氏名」「氏名のフリガナ」「生年月日」の記載が必要 旧氏で申請する場合は、住民票上の氏名を備考欄に記載が必要 (法人) 申請書「法人番号」の記載が必要	
③	行政書士による代理申請の場合（該当者のみ） 申請書に行政書士事務所の住所及び名称、行政書士の氏名を記載が必要	
添付書類		
①	誓約書（法第29条第1項各号に該当しないものであることを誓約するもの）	
②	フロン類回収設備の所有権又は使用権を有することを示す書類	
	(所有権がある場合) ・ 納品書、領収書、購入契約書、販売証明書等の写し（いずれか一つ） ただし、上記が提出できない場合は申立書 (所有権がない場合) ・ 借用契約書、共同使用規定書等の写し（いずれか一つ）	
③	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ・ 取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し（いずれか一つ） ※回収できるフロン類の種類及び回収能力が明示されていること	
④	手数料 4, 200円	

3 変更届（ 個人 ・ 法人 ）

申請書の確認事項		チェック
①	行政書士による代理申請の場合（該当者のみ） 申請書に行政書士事務所の住所及び名称、行政書士の氏名を記載が必要	
変更事項	確認事項又は添付書類	
ア．氏名又は名称 及び住所並びに 法人の代表者氏 名	①本人確認 （個人）申請書「氏名」「氏名のフリガナ」「生年月日」の記載が必要 旧氏で申請する場合は、住民票上の氏名を備考欄に記載が必要 （法人）申請書「法人番号」の記載が必要	
イ．事業所の名称 及び所在地	なし	
ウ．事業所の追 加	①追加する事業所のフロン類回収設備の所有権又は使用権を有することを示す書 類 （所有権がある場合） ・納品書、領収書、購入契約書、販売証明書等の写し（いずれか一つ） ただし、上記が提出できない場合は申立書 （所有権がない場合） ・借用契約書、共同使用規定書等の写し（いずれか一つ） ② 追加する事業所のフロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明 する書類 ・取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し（いずれか一つ） ※回収できるフロン類の種類及び回収能力が明示されていること	
エ．充填・回収対 象である第一種 特定製品の種類 及び充填・回収す るフロン類の種 類	①フロン類回収設備の所有権又は使用権を有することを示す書類 （所有権がある場合） ・納品書、領収書、購入契約書、販売証明書等の写し（いずれか一つ） ただし、上記が提出できない場合は申立書 （所有権がない場合） ・借用契約書、共同使用規定書等の写し（いずれか一つ） ②フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ・取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し（いずれか一つ） ※回収できるフロン類の種類及び回収能力が明示されていること	
オ．回収するフ ロン類の種類ご とに、フロン類 の充填量が50 kg以上の第一種 特定製品からの 回収を行う旨	①フロン類回収設備の所有権又は使用権を有することを示す書類 （所有権がある場合） ・納品書、領収書、購入契約書、販売証明書等の写し（いずれか一つ） ただし、上記が提出できない場合は申立書 （所有権がない場合） ・借用契約書、共同使用規定書等の写し（いずれか一つ） ②フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ・取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し（いずれか一つ） ※回収できるフロン類の種類及び回収能力が明示されていること	

なお、「フロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力」及び「フロン類回収設備の数」の変更は、エ及びオの変更を伴わない限り、軽微な変更に該当するため、変更届の提出は不要である。